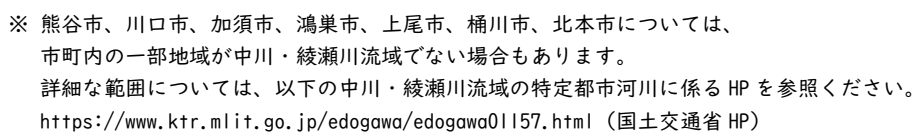
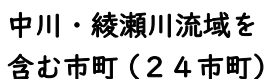


～雨水流出抑制施設の設置に関する許可の窓口について～

令和7年7月1日から、中川・綾瀬川流域においては、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「特定都市河川法」という。）が全面的に適用され、流域内の市町において宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、知事等の許可が必要となり、流出雨水量の増加について対策（貯留・浸透施設の設置）を求めます。（特定都市河川法第30条の許可）**許可の窓口は、対象面積や市町により異なりますのでご注意ください。**



県 河川砂防課

**[特定都市河川法の雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせの窓口]**

埼玉県：河川砂防課 計画調査・流域治水担当 TEL:048-830-5162 FAX:048-830-4865

- ・令和7年3月31日までは県河川砂防課で対応いたします。
- ・令和7年4月1日からは、各市町の窓口で対応予定です（今後、連絡窓口を周知いたします）。
- ・特定都市河川法全般のお問い合わせは、  
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課 総合治水係 TEL：04-7125-7318

**[開発行為に伴う雨水流出抑制対策に関する基準や申請・お問い合わせの窓口]**

○加須市：加須市住みよいまちづくり指導要綱  
治水課 治水計画担当 TEL:0480-62-1111